

第十四章 災害と対策

第一節 早魃・風水害・虫害とその対策

風水害が年中行事のようになってきている日本ではあるが、それでもこのところ米作のほうは豊作につぐ豊作で、段別取量も記録的增加をしめしてきている。もちろんこれは、多年にわたる品種土壌の改良、肥料・農耕機具、それに耕作技術の研究の成果など各方面における先人の努力が実をむすんだところに原因するが、しかしなんとといっても、戦後発見され普及されたあたらしい農薬による害虫防除が、そのもつとも大きい要因となっていることはまちがいのないところだ。

こんな要素のうちの、そのいずれをとってみても、とうてい今日の比どころではないそのむかしの農作、ことに米作において、早魃^{かんばつ}・風水害、またそれを起因とする虫害のはげしさは、想像を絶するものがあつた。すべてがお天気まかせ、神仏にすがりよりほかに方法がなかったのである。いまでも知永部落その他では、六月の末田植のあとで、

仕付^{しつけ}ごもりといって鎮守の神前に伊勢踊を奉納して、豊作と天候の平安を祈願する行事がおこなわれているほか、浅川浦の竜前^{たつさき}神社をはじめ、ほとんどの村、浦で竜王を勧請し、早魃には雨乞い、長雨には雨あづけを祈願するのをつねとして今日にいたっている。

藩政以前における天災については、「吉田古記」大乘寺の記に、「一号ニ水引地藏事、昔立間郷四五之両月早魃村田渴水——」とあり、また「清良記」によれば、「元龜四年正月より九月九日まで、或は早魃し、或は淫雨し、米麦実らづ、庶人飢におよぶ」との記事をみるほかは記録にとほしい。

以下「藤蔓延年譜」その他により、藩政時代における災害のありさまをしのんでみることにしよう。

もっとも、これら災害における損害高の大部分を、当時領内の米どころであつた三間地方がしめていたことは想像できるが、明治四十五年（一九一三）編纂の「立間村誌」に、「天明・天保ノ凶作ニモ餓^{がひよう}草（餓死）ナク、弘化三年

(一八四六)ノ暴風雨、安政ノ地震(一八五四)——則烈ナリシモ大ナル損害ヲ与ヘズ、変災禍難極メテ少キ土地ナルニ加ヘテ、農作物ノ種類複雑ナレバ、災異ノ損害ハ輕シト言フベシ」とあるのは注目にあたいする。

災害の記録

寛文六年(一六六六)

七月三・四日の大洪水にて領内の水害、米七千五百俵余。

(郡鑑のカミケノ覚)。

延宝四年(一六七六)

損害米大豆合計五千俵余(同)。

同 八年

秋の損害米大豆合計二千俵余。

天和元年(一六八一)

損害米大豆合計一万三千俵余。

享保十年(一七二五)

損害高六千七百石(藤蔓延年譜、以下同史料による)。

同 十一年

損害高七千二百石。

同 十二年

損害高三千九百石余。

同 十四年

九月十一日領内に洪水、溺死者などあり、閏九月五日幕府御用番松平左近將監宛つぎのような届書が提出されてる。

私領分伊予国吉田九月十一日午刻より雨降酉刻ヨリ雨募戍刻より雷強川々満水堤切洪水ニ而家中破損覚

一家中侍家敷足輕家大破或者流家数多未悉者相知可申候

一米蔵一ヶ所水入 但濡米二百俵

一堤切口所ニ而八拾間余

一川水常水ニ壱丈余増

一陸地水高七尺余

一溺死人十人内男七人女三人

一流死馬一疋

一居所別条無御座候

一領内在々浦々破損之儀等未申越田畑損毛之儀茂相知

可申候相知次第可申上候先右之趣御届申上候以上

酉閏九月五日

ひきつづき十六日に詳報として

閏九月十六日御同人様へ左之御届書被指出之私領分子

州吉田当九月十一日雷雨洪水之節家中破損之儀大概当

月五日御届申上候右十一日同十四日両度大風雨洪水ニ

而田畑損毛并在浦破損之覚

一田四百八拾五丁永荒共 此高三千三拾石

一畑二百八拾五丁余□入流捨永荒当荒共此高五百拾三

石程

一井関二千七百二十一ヶ所

一堤川除一万二千七百間余破損

一潰家六百五拾三軒

一村浦道橋破損数多有之悉難相糺御座候

一溺死流死馬之義者先達而御届申上候通御座候

右之通御届申上候以上

酉閏九月十六日

この年は損害高合計三千五百四十三石をだしたうえ、家中、村浦にいたるまで大きな被害をうけているが、藩は御家中組にいたるまで御救米をあたえている。

同 十五年

損害高三千五百石。

同 十六年

損害高 米千六百六十五石五斗 大豆六百五拾三石四斗余。

同 十七年

この年の災害はまれにみるはげしいものであり、幕府に提出した災害報告書の文中「当春以来夏中雨降続麦不作ニ御座候其上連々之雨天故 田作虫付稻悉及損失候当七月上旬漸四五日及快晴殊之外暑強虫付弥増罷成今以虫退不申稻作皆無之村浦数ヶ所有之候損毛之高如何程ニ可有御座候哉未相知不申候」とあるのをみても、その惨状ははかりしれないものがあつた。

損害高については

一高二万五千二百三十二石余 虫付損毛 但現米(扶

持米)ニ積一万千三百三十二石一斗九升余

一高二千八百八拾二石余 風雨損毛

但現米ニ積七百九拾七石五斗余

と報告されている。

これに対して幕府は、一年据置五ヶ年の年賦を条件として、一万石につき千両の御拝借金を貸出して救済にあつた。すなわち吉田藩は左の証文にみられるように、このとき三千両の借金をしたわけである。

請取申金子之事

金三千兩 但小判也

右者私領分伊予国当作毛虫付損毛ニ付拜借被仰付請取
申処実正也来寅年より午迄一ヶ年六百兩宛五ヶ年ニ返
納可申候仍如件

享保十七子年十一月

御名

戸田忠兵衛殿

黒沢直右衛門殿

関口九郎兵衛殿

伊藤五郎殿

なおそのほか、同年九月二十一日大阪町奉行所を通じて、
西国・中国筋の被災各藩に対して救援米が廻送されるこ
ととなり、同年十二月十一日に御郡奉行芝武右衛門以下
人数二十四人を、御回米受領のため今治港にさしむけて
いる。

このときの記録に

米高千五百石相願御払米追々五度ニ受取

高千百三拾七石四斗

三百石代六拾五匁八分

百五拾石五斗四升六合五匁代九拾五匁

三百五拾石代九拾八匁

三百石代百目六分

式拾八石八斗五升三合五勺代百式匁五分
代銀合百式貫式百三拾九匁四分四毛

右代金納米請取日より百日限之御証文也

右之内初受取三百石分代銀百日限御納相濟此外追々米

銀ニ而御納

なおこの年「此節御領分の飢人二万四千六百人」とある
が、他藩でみられたような餓死者をださなかつたことは
不幸中の幸といえよう。（「兩藩誌」に松山藩領内の餓
死者四千七百八人牛馬三千におよぶとある）

また、翌享保十八年には江戸城中における御門番・火之
御番が免除され、三ヶ年の間献上物無用のむねが申しわ
たされている。

同十八年

七月虫害あり。

同十九年

六月十八日、七月十日の再度にわたり大雨・風雨による
損害あり。

大雨による損害高

田二百三十五町 千四百八十石余

畠二百三十八町余 六百八石余

風雨による損害高

田四百五十三町余 二千八百五十二石余

畠五百七十五町余 千三十五石余

元文二年（一七三七）

秋の洪水による損害あり、田百八十五町二反余、畑百二

十六町六反余。

寛延三年（一七五〇）

虫害による損害高四千二百八拾三石余。

宝暦元年（一七五一）

六月十七日より十九日まで風雨あり、損害高田畑合計式
千百五拾石余。

同二年

夏期旱魃による損害高田畑合計四千二百八十三石余。

同三年

六月十七日夕より十八日まで風雨洪水あり、損害高田畑

合計四千三百二拾七石式斗余。

同四年

八月七・八兩日の大雨により洪水、損害高田畑合計三千

八百五拾三石余。

同五年

八月二十四日夜中より翌朝まで風雨あり、損害高田畑合

計九千百五拾石二斗。

同七年

五月上旬より六月十八日まで旱魃、七月二十五日夜より

翌二十六日夜まで大風雨あり、損害高田畑合計一万百八

拾七石余。

同十二年

損害高田畑合計八千四百二十石余、（沖村「清家日記」

によれば、「六月二十六日暴風洪水損害多し、殊に城下

は六十年來の大雨にて猪鹿等も溺流す」とある）。

明和二年（一七六五）

損害高田畑合計七千四百六拾五石一斗余、（「喜佐方村
誌」に、夏稲田に浮塵子が発生し、はじめて稲田に油を
注いで除害したとの記事がある）。

同三年

六月中旬から七月中旱魃、損害高田方四千九拾三石余。

畑方二千四百七拾七石余。

同四年

秋の虫付による損害高田方七千六百五拾七石九斗六升余、

畑方三百六拾五石四斗四升余。

同 七年

夏期旱魃による損害高田方八千二百二拾二石五升、畑方三千七百九石四斗式升。

同 八年

夏期旱魃による損害高田方三千二百拾三石二斗一升、畑方千四百四拾三石六斗二升。

安永二年（一七七三）

五月二十三・四の両日風雨による洪水あり、所々破損、

損害高田方二千四百三拾九石一斗余、畑方四百拾九石二斗余。

同 七年

七月十日、十一日大風雨による洪水、所々破損、損害高田方四千百五拾九石三斗余、畑方七百九石九斗余。

天明二年（一七八二）

五月四日、七月十七日、同二十二日、八月二十日の四度にわたり大風雨あり、所々破損、損害高田畑合計一万三千八百五拾七石三升余。

同 四年

五月二十八日、六月二十四日の再度強風洪水あり、損害高田方五千二百四拾一石八升余、畑方千七拾七石七斗五

升余。

同 六年

六月九日、同十三日、同二十二日の三回にわたり強雨洪水、八月二十九日、九月六日大風雨にて洪水、男二人女一人死亡、損害高田畑合計一万三千百拾四石三斗八升七合九勺。

同 七年

三月中旬より長雨、四月二十五日大雨にて洪水となる、

八月十三日から十五日までふたたび大雨にて洪水、損害高田畑合計一万千四百六拾三石三升六合七勺、（「清家日記」に「三月・四月・六月より八月其他一回計五回の強雨溢水のため損害莫大、麦作は皆無なり、城下へ袖乞に出るもの多し、七月中は粥の施行あり、又銀札通用せず、米価一俵百三四十匁に暴騰す」とあり、また「玉津村郷土誌稿」に、「天明四年・同五年・同七年旱魃凶作アリ、天下大ニ飢へ草根木皮ヲ食ス」との記述がある）。

寛政三年（一七九一）

稲作植付後雨降りつづき成育不順のうえ出水などあり、損害高田畑合計六千百拾八石七斗余。

同 四年

大風雨を加えて出水す、損害高田畑合計二万九百七石二斗三合余。

同 四年

文化三年（一八〇六）

收穫をひかえて気候不順となり虫付多し、損害高田方五千拾九石二斗七升余。

同 六年

夏中旱魃す、損害高田畑合計五千三百拾七石五升余。

同 九年

六月三日、七月十日より十四日までと再度の強雨により洪水となる。損害高田方二千八百三拾三石一斗三合四勺、畑方百七拾一石六升。

同 十二年

五月中旬より七月上旬まで旱魃、七月六日より八日まで昼夜大風雨あり洪水、損害高田畑合計一万七千四百四拾三石二合余。

同 十三年

五月二十四日、六月十四日の両度にわたり強雨にて洪水、その後八月にも三日、二十三日とかさねて風雨あり出水する、田畑に損害あり、馬一匹流死する。

上巻

吉田町誌

同 七年

同 八年

同 十三年

同 四年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

同 十三年

以上寛文六年より文化十三年までの百五十一年間に、合計四十六回の早魃・風水害・虫害などによる損失があったことになる。すなわち三年乃至四年に一回の割である。そのうちでも享保十七年の虫付、風雨による損害は、実に二万七千五百石にものぼった。

右の記録中、享保十年より以降は「藤蔓延年譜」より抄録した。数字は藩が幕府に提出した損毛石高の届をそのまま引写したものである。「藤蔓延年譜」は文化十四年でおわっているが、その後も赤松家の「永代控」をみると、ほとんど毎年のように雨乞い、雨預けの念仏などが、それも一年のうちいくたびとなくくりかえしおこなわれており、天災とそれによる被害は、その大小はあったとしても、農民にとってはさけることのできない宿命であったといえよう。

さてこのような災害に対して、藩はどのような対策をとっていたかをとりあげてみよう。

御拝借金・借用米

幕府が被災各藩に対して、救済資金の貸付、救援米の回送、あるいは江戸における諸役免除などをおこなったことは前にもふれたが、これらはいままでもなく幕府よりの

借財であり、享保十七年の大災害のときの御拝借金三千兩についても

享保十九年十二月二十三日 御拝借金之内六百兩大坂にて御納

元文二年十二月二十六日 御拝借金去辰年分御上納高之内金三百兩御納（藤蔓延年譜）

とあるように、いずれ返済を必要とした。

貢租の免除・減免

藩としても、このような大災害のときには、貢租の免除もしくは減免、救済米の給与、あるいは金銭を支給したが、小災害の場合にはもっぱら貢租の減免が施策の中心となった。なお藩が幕府から借金をして支給したものは、これをうけた村・浦にとってもおなじく借金米であり、いずれ返済の義務を負うものとすれば、これらの救済措置も農民にとっては、ほんの一時の飢しのぎにすぎず、後腹あとばらのせくのは目にもえる措置であったといえよう。

義倉・社会

いずれも中国においてははじめられた饑饉救済のための制度であり、収穫期にその地の農民が、それぞれの所得に応じて穀物、ことに粳ももなどをたくわえ、凶年にはこれを開い

て救助した。また平年には農民に利米りまい（利息）をとって貸与し、増殖をはかるなどしたものである。

わが国には山崎闇斎やまざきあんさい（一六八八—一七六〇）によって輸入され、会津藩を初とし、ついで広島・岡山両藩などで実施されたといわれている。

天明七年三高帳に

浅川浦

一義倉米拾壹俵

右天明四辰年より当浦永代被下置候

右米高之内江追々年柄作柄次第掛添半年々可仕旨被仰

付候

とあり、また寛政四年の吉田騒動のとき、農民側の申入れ十一ヶ条に対する藩役所の回答中

一 社倉へ麦五百俵許借分御引捨被下候事但右之外被下表并五俵之利麦年々被下分共只今迄庄屋役人令世話居候是義倉米同様ニ相心得へ可成ハ御主意相立候様可相心得事

とあるのをみれば、吉田藩領においては義倉に米、社倉には麦をたくわえたもののようにも思われる。

これら倉庫の所在についての資料はみあたらない。前記

三高帳中、立間尻浦・浅川浦に納蔵の名がみえ、また知永には倉戸くらどの地名がのこっているが、これはあるいは年貢米の集積場であったものかも知れない。また立間の合蔵（郷蔵）の地名については、かつて飯淵貞幹により、藩政以前より義倉存在せりとの推定がなされ、明治のころまで倉庫の建家がのこっていたといわれるが確証はない。

註 立間尻浦の納蔵については、赤松家「永代控」に、

天保三年（一八三二）閏十一月四日

一 納蔵焼失御訴書御用控に写有之并御嘆書も控有之

辰三月三日（天保四巳三月の誤り）

一 立間尻浦霞間浦百姓中先頃納蔵焼失砌蔵入有之俵数格別相働多分取出シ候段神妙之事ニ而依而格別之以御操合奥書之通褒美遣之米五俵

の記事があり、納蔵の火災にあたって米俵の搬出に功のあった百姓が賞にあずかっている。当時藩への上納の期限が十一月五日となっており、この火災の時期よりして、この納蔵における集積米が、上納のための一時的な貯蔵とは考えられず、あるいは義倉としての役割を兼ねあわせていたものかとも思われるが、今後なお研究を要する。

河川の修復

災害復旧については、文政三年の宇和島藩記録に、昨二年の洪水のため破損した井川普請費、津島、御荘分およそ二十五万人役とあるのをみても、河川の修復がつねにその中心となっており、またいかに多額の費用を要したかがうかがわれる。吉田領の米どころであった三間地方においては、三間川氾濫の歴史が、すなわち郷内農民の歴史であるときえいわれているほどであるから、三間川の治水・水防は、藩としても最大の関心事であったことにまちがいない。また沖村においても、水田の潮入りに対する防災の工夫が、永年の課題となっていたことは想像にかたくない。

註 河内川の水門については、赤松家「永代控」に

寛政八年（一七九六）六月

一 御兵具水門御作事方ニ而御仕成被成候処居替ニ付人

夫沖村立間尻浦者差出様申参差出

とあるほか、たびたび修繕がおこなわれていることがしれるが、構築の年代、構造などについては記録がない。おそらく宗純の陣屋入前、吉田新田造成のころには、すでに何らかの潮止の工夫がなされていたものと推察される。

築池

早魃に対する用水の確保、すなわち灌漑用の築池（用水池）については

河内 神ノ谷池 明和以前（愛媛県農業史）

沖村 鳥首池 明暦二年新造（喜佐方村史）

立間村内

白井谷 壺ヶ所

荒巻 壺ヶ所

中ノ谷 壺ヶ所

中ノ谷上御池 壺ヶ所 此御池宝永六丑歳出来候

由

則村長沢 壺ヶ所 此御池享保十巳歳出来仕

候由

（立間旧村古文書、明和六丑年御築池帳）

鶴間浦 御築池 式ヶ所

内壺ヶ所鶴間浦壺ヶ所深泥浦（天明七年三高帳）

法華津浦 築池 三ヶ所

白浦 築池 壺ヶ所

（三高帳、年代不詳、幕末ものものと推定される。）

とみられるように、いずれも築造の年代についての正確な記録を欠いてはいるが、おそらくは水田開発とその歴史とともにし、年を追ってしだいに整備改修をかさね、幕末にはほぼ現在のごとく完備されてきたものと思われる。

土木費用

ところで右にのべたような、復旧工事あるいは予防工事に對する土木費用はどうなっていたのであろうか。工事負担の区分については、はっきりした資料がないが、大体宇和島・吉田両藩においては、大工事は藩（代官割）、小工事は関係の村・浦（村割・組割）で負担したもののようである。藩費による場合も、人夫はもちろん村・浦より徴用し、材木・石材などの工事材料もまた官民の別なく現地での徴発によってまかない、人夫には食米・日用品などのみが支給されていたらしい。

これらの費用は、正租以外にいろいろな名目で取りたてておいて必要に應じたものであり、吉田藩ではこれを井手川除夫食米と称した。

（資料一）「元禄年間沖村記録」

一 川除間數千四百三拾間位折除共

一 井手川除御定夫七拾六人七歩

一 井手川除定夫の義先年御定有之候へ其中興は相延候処此度先年の通御郡奉行中より夫数帳面受取置遣所吟味有之井手川除廉米無之様可被取計候勿論夫食米は一人につき二合五勺づつ可相渡事

一 井手川除築地御普請夫食米の定此度より所夫一人につき四合五勺づつ加勢夫は一人につき六合七勺三才づつ可相渡事

右の通寛政五丑年十二月相極候間可被得其意候也

寛政五丑五月 尾田隼人

松田六郎右衛門

飯淵庄左衛門

御郡奉行様

「両藩誌」に、村・浦では工事施行にさきだち、藩にさしだす計画書の夫役見積りに水増しをして、これが黙認されるのがつねであったため、これを得として、ついには工

事区分につき隣村と紛争を生じたこともあるという。しかしこれだけで、土木工事への微用がただちに末端農民にまで、つねに利益をもたらしていたと思うのも早計であろうが、なににごとによらず、上に搾取の法があれば、下にこれをくぐるの智慧（隠田・抜荷などもそうであるが）を生ずるといふことも、当然考えられるところである。

右のように、いろいろと対策がとられてはきたものの、災害のときには各藩とも津留（港の封鎖、または物産の領外への持ちだしの禁止）をしたため、町方の米商人は米の買いしめをおこない、米価にひきつれて諸物価も高騰するし、あいつぐ災害と復旧工事のくりかえしで、農民の生活はますます苦しくなるばかりであった。生活にゆきつまり、年貢がとどこおると、かれらは地元の庄屋層の豪農、あるいは町方の豪商などより、田畑を担保に高利の借金をして納入にあてなければならなかった。

こういったことのくりかえしが、農民を貧困のどん底に釘づけし、やがては、一揆を誘発する原因ともなり、藩政府あるいは町うちの豪商に対する怨嗟の声ともなってきたことは、容易に理解できるところである。

註 本節は「藤蔓延年譜」・「永代控」・「両藩誌」・「

被下旨申渡」とあるのが、この間の事情をよく物語っている。つまりは瓦葺を贅沢だとしてきびしく規制はしてきたものの、たびかさなる火災に、こんどは藩のほうが特別融資までして茅葺をなくしようとしたわけである。

藩政時代の消防についてのくわしい資料がみあたらないが、「愛媛県誌稿」に、「宇和島・吉田等には、藩政時代より火消組の設けあり」とみえ、また「鳥羽文書」に「近々火消組割被仰付候」と、町火消の組織されていたことがうかがわれる。

註 藩の職制に町会所として、町年寄・丁頭とともに火頭があり、いずれも町人がつとめ町奉行の支配をうけた。

村・浦については、庄屋・村役を中心に五人組制度を活用した消防体制がとられていたが、これらは消火活動というよりも、火の元の用心、すなわち予防体制に重点がおかれていたようである。

江戸時代における唯一の消火器であった竜吐水（木製の手押ポンプ、数人掛りの大型のものと、一人用がある）については、「吉田藩昔語」に、安政四年（一八五七）の亥の子騒動のとき、町家の若者たちが竜吐水に熱湯を汲みこみ、御家中の亥の子連中にむかつて放水したとの記事があ

玉津郷土史稿」・「喜佐方村史」・「吉田町史稿」・「立間郷土史資料」による。

第二節 火災・地震と消防

最近でこそほとんどみかけなくなったが、大正の末ころまでは、御家中などにはまだ茅葺の家屋敷が数多くのこっていた。

家老級の屋敷にしても、門長屋は瓦葺、母家は平家造茅葺が普通であったから、建築様式その他にきびしい規制をうけていた町人町では、開藩当時そのほとんどが茅葺であったことは想像できる。

水利・消防、そのいずれをとってみても現代の比ではない当時のことだから、ひとたび火災が発生した場合、軒をつらねたこれら茅葺の町家が、つねに大きな災害をまねいたであろうことは、これもまた想像にあまるものがある。

宇和島藩の記録に、「明和五年（二七六八）五月十七日、御家中家作茅屋にては出火の節消防も難相届付、可相成は瓦屋に可致御制も候へ共自今一統被差許少々御取替銀も可



携帯用竜吐水（佐野勝次郎氏蔵）

るのをみれば、これ以前すでに一般化していたものと思われる。

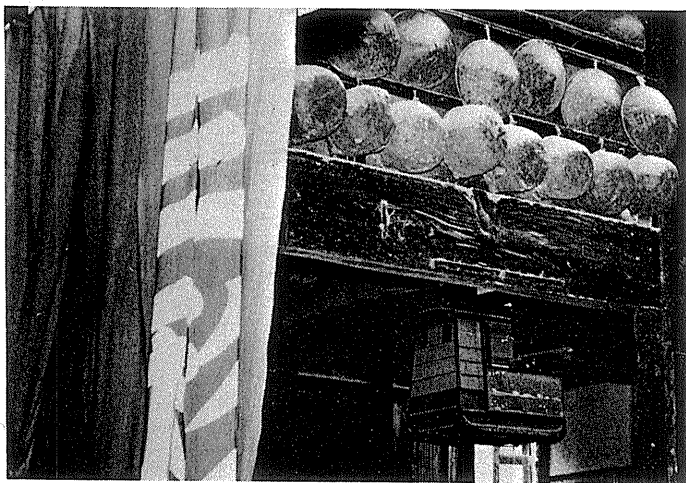
註 最近まで魚棚一丁目の三形・朝岡家の店主間の天井梁

間には竜吐水が吊ってあり、そのほか箆に和紙を貼り桶状で防水したバケツ（竜吐水へ水を補給するものか）、

火除け笠などの消防器具一式がそなえられていた。

各丁・村方でも明治の中期までは、みなこの竜吐水をそなえこれにたよっていたものであるが、知永では今次

大戦の末期、焼夷弾による火災の消火に竜吐水が一役買ったとの話がある。



商家における自家消防の器材(魚棚・朝岡邸)

め、鳶口・火叩きなどの消防器材が準備され、各戸には天

水桶・水桶などを常備、大店にはそれぞれ自家消防の体制もあつたことと思われる。しかしいずれにもせよこの程度の設備では、初動消火にわずか役立つのみであつて、大火ともなれば家を取りこわして火道を断つ、いわゆる破壊消防が唯一の防火手段であつたことと考えられる。

また地震の災害についても、城下町の土地造成後なお日が浅く、ことに地盤の脆弱な地帯においては、その被害のほども推察するにたたくないところである。

以下旧記によつて災害のあとをたどることとする。

災害の記録

寛文七年(一六六七)

二月三日午後三時、魚棚榎原玄理宅より出火、町方九ヶ丁ほとんど焼失、裏町一丁目のうちわずかにこのすのみという大火があつた。藩は御救米をあたえ救済している。宝永元年(一七〇四)

正月十日夜、魚棚一丁目毛利金右衛門の家内より出火し、裏町一丁目の一部をのぞいて町家のほとんどを焼土と化した。藩は宗純の意により、横堀橋詰で町方全部に朝夕粥をほどこしたが、また米二百俵、自分の食糧としてお

なじく米百七十二俵、その他応急資材として大量の木材、竹などを下付した。

同 四年

十月二日、大地震があり津浪のため御家中の中ほどまで潮入したほか、道路が亀裂し建物が破損した。余震がひきつづいたため宗純は医王寺へ避難滞在したとの記録がある。

寛延二年(一七四九)

四月十日、地震があり、家屋などが破損し負傷者のでたことが幕府に報告されている。

安永六年(一七七七)

十二月十五日午後五時、魚棚一丁目東側高月甚十郎借家、利助の家から出火し、本町一丁目裏町一・二丁目をのこして六ヶ丁を焼失した。藩は町奉行に命じて米百三十俵を下付、被災者の救援にあつた。

同 七年

三月二十二日午後四時、魚棚一丁目綿屋久七の宅から出火し、一丁目ほとんどを焼失した。

天明年間(一七八一—一七八九)

この大火については、年代・日時・場所その他に不明の

点があるが、東小路一区本丁通下角の、松下・玉造の両家、向側の村田生駒の屋敷あたりから出火したらしく、この附近一帯から北は御殿前あたりまで類焼したといわれている。

寛政二年(一七九〇)

八月二十一日夜、魚棚三丁目東側大洲屋四吉の宅から出火して、魚棚三丁目および本町三丁目で二十四軒が類焼した。

同 三年

十月昼、本町一丁目塩飽屋長右衛門の後家の宅から出火、本町一丁目で二十三軒、裏町一丁目で四十軒、二丁目で二十二軒を焼失し、その他大工町の御先弓組屋敷を全焼した。弘化三年(一八四六)

九月十二日夜、上組に大火があつた。このあたりの家屋は茅葺が多く、しかも背あわせに近接していたので十七軒のほとんどを焼失した。このとき藩主宗孝は的場まで出場、みずから消防の指揮をとつたという。なお消火思うにまかせず、大団扇で猛火をおおいで、伊尾喜屋敷ほか山の手側への延焼をくいとめたという奇談がのこつているのはこのときのことである。

嘉永三年（一八五〇）

八月、長雨で立間川が氾濫し、御弓ノ丁御旗組の堤防が決潰したが、当時士分の邸宅の周囲はほとんど土堀をめぐらせてあったので、水はげが悪く、今の病院のあたりより下手一面は湖となり、御弓ノ丁では家屋の流失、溺死者をだすほどであった。なお現在の桜丁西小路方面は浸水がもつともはげしく、御船手から救助船がくるというありさまであった。

安政元年（一八五四）

十一月五日、大地震があり、道路は幅一間ばかり亀裂、本丁通では泥水が噴出し、潮は喜佐方の鶴ノ映まで上った。住民は山野にのがれ竹藪のなかに小屋をかけ、そのなかでお産をしたものもあったという。藩主宗孝は、御殿の裏から竹城をこえて医王寺へ避難したが、帰館後も余震がやまず、御馬場藤の御門内に仮小屋を建てて夜を明かしたといわれる。

立間尻の庄屋赤松家には、このときの状況をくわしくしるした貴重な記録がのこっているが、それによると、五日午後五時大地震があり、土堀などがたおれたが、そのうちにあびきがつよくなり、網船などがつきつきに沖へ

大地震アリ池田新田竣工未久シカラザルニ石垣白塵ヲ上ケテ崩壊シ巨浪法華津与村井清家氏ノ土蔵ヲ奪ヒ去ル」としている。

この安政の大地震は、年代が比較的あたらしいため、その状況などについて語りつたえるところも多いが、現在もこのときの経験を活かして、柱や梁を太くし二階をひくくした耐震建築の商家が数多くのこっている。

註 天明年間の大火については「宇和島御記録抜書」に、

「天明二年四月二十五日 吉田町大火、七十余軒焼失」

とあるのが、これに該当するものと思われる。また同書

に「寛政九年十月二日 吉田大火」との記があるが、吉

田側にその記録はない。（東宇和郡沿革史）

なお「旧吉田町誌」（明治四十五年版）編纂資料中に、

町方における消防関係のものがあるので、参考までに掲載しておく。

御町法度書（関係記事抜書）

覚

一火の用心平生無油断火番等申触自身番之儀定置通可相勤之且竈所之儀念入可申付自然屋根低所に竈を塗

流され、老人や女子供などはすべて大信寺・一乗寺へむけて難をさけた。

午後八時ころ大潮となり、庄屋所内の長屋では鴨居まで潮がくるしまつで、附近一帯は一面の海となった。その夜も地震は十六・七度もゆり、人びとはちかくの山にのぼって夜を徹したが、山上で火をたき余震のあるたびに神仏に延命を祈る声が夜空にこだましてすさまじかったそうである。

翌六日にも昼夜十四・五度の余震があったが、七日正午ふたたび激震、このときは五日よりもひどく、庄屋所の御成門・堀・長屋の石垣などもたおれ、ほかに網屋・釜屋各一軒がぐずれおちた。

その月十五日ころにはそれぞれ避難先から自宅へたちかえったが、このころでも昼夜に七・八度づつの余震があり、この状態は翌年の正月二日までつづいたという。

町方の死者六人、崩壊家屋八十軒、村方の屑宅九軒、土屋三軒、網蔵三軒、郡屋九軒、石垣五百件崩壊とその被害をつたえているが、その規模の大きかったことがよくわかる。

また「玉津郷土誌稿」は、この震災の状況を、「安政元年

候者一々新ニかへ、灰を捨申時も是又入念見届勿論

丁頭折々見分可申 巷丁に梯二挺家々に手桶釣可申

之事

附火事出来之節者其年々の火消方水の手方奉行衆

へ相渡候もの并ニ町奉行所へ割付之人數早速走付

火本之儀追々注進可仕尤其場ニて丁頭不残此方江

可対面若障有之不出之輩八年寄中江其趣可断之事

——（後段略）——

村田八郎右衛門

正徳二年（一七一二）

壬辰八月十五日

惣年寄中

覚

一町方出火之砌火本早速走付候儀無之我々之荷物而已持廻火消候心掛會無之由聞伝不届千万候此以後方一出火之節者火本之両隣向之家二軒之者共早速走出揉消可申尤火本之様子可見届自然令遅滞其場へ於不出会者曲事可申付事

附自火之節者從自分早々声を立てて人を集め火静ま

り候様に可仕候自然火本之者自火をかくし表裏の戸を明けさせず候はバ蹴破入而消可申火本右之不所存有之而大火候はば可為重罪事

一 火本巷丁の町人者別而丁頭を初家持并借家之者共迄早々走付消可申 尤水之手火消道具等手支無之様ニ随分働可申事

一 御家中火消衆走集候者右集者共近の面々は自分ノ居宅可充 万一及大火候共風上風脇之者共者随分消申様ニ働可申 惣而火事場働出来不出来の者共有之段者自此方見届置き追而逐糺明可申付事

一 附火事場ニ於て国盗等仕者数多有之事ニ候左様之者ハ見届次第早速擲取可申其節之品ニより於其場討捨候様ニ申付候間理不尽の仕方と存間敷事
一 右之趣町中家持借屋之者共ニ迄念入委細可申付 此度右之書付出不相守者急度曲事可申付候 以上

村田八郎右衛門

辰九月

惣年寄中

また、竜吐水について、出典はあきらかではないが、同資料中に本町二丁目ものと思われる抜書があるので

しるしておく。

竜吐水之事 天明年中巷挺購入 与衛門久右衛門喜左衛門過半出銀丁銀五拾目出す 町会議に置く

毎年十月検閲定季修繕

本節は「藤蔓延年譜」・「吉田藩昔語」・「永代控」

・「玉津郷土誌稿」・「東宇和郡沿革史」・「旧吉田

町誌資料」による。